

自動車による飲食店営業に関する取扱要領

第1 趣旨

この要領は、自動車（道路運送車両法第2条第2項に定めるものをいう。ただし二輪自動車及び軽自動車を除く。）による飲食店営業の取扱いについて、必要な事項を定める。

第2 申請及び許可

- 1 自動車により食品の調理販売する営業を営もうとする者（以下「営業者」という。）は、食品衛生法第52条に基づき飲食店営業（自動車）の許可を受けなければならない。
- 2 営業許可申請書の記載については、次のとおりとする。
 - (1) 営業所の所在地欄は、営業の用に供する自動車（以下「営業自動車」という。）の主たる営業所在地を記載させること。なお昭和60年8月14日付け食第172号静岡県衛生部食品衛生課長通知に基づき静岡県内での営業を認める。
 - (2) 営業所の名称等欄には、営業自動車の車輛番号についても記載させること。
 - (3) 営業設備の大要は、各設備の配置状況を記載した図面を添付させるほか、提供する食品を記載させること。
- 3 営業許可の条件等営業許可に関する事項については、食品営業許可関係事務処理取扱要領に基づくものとする。
- 4 営業許可証は、営業中常に携帯すること。
- 5 自動車を新たに変更しようとするときは、新規の許可を受けなければならない。
- 6 営業許可事項の変更のほか、主たる営業所在地及び営業自動車の車輛番号を変更したときは、食品衛生法の施行に関する規則第9条第8号に規定する営業許可事項変更届出書により、遅滞なく届け出ること。

第3 営業予定地等の届出

- 1 営業者は、営業許可申請に際し、営業予定地等を記載した届出書（様式1）正副2通を営業許可申請書に添付すること。
- 2 営業者が前項の届出事項のうち、営業予定地を変更しようとするときはあらかじめ、また、営業自動車の車両登録番号を変更したときは10日以内に、変更届（様式1）正副2通を保健所長に届け出ること。
- 3 営業予定地等の届出及び変更届を受理した保健所長は、副の届出書の余白に受付印を押し、営業許可年月日、許可番号、許可保健所及び有効期間を記入して届出者に交付すること。
- 4 営業地域が許可を受けた保健所の所管区域外にわたる場合には、営業者は許可を受けた日から10日以内に、届出書（様式1）1通を当該地域を所管す

る保健所長に届け出ること。

5 前項の届出を受理した保健所長は、営業者が携帯する副の届出書の提出を求め、当該予定地の記載を確認のうえ、その余白に受付印を押印し交付すること。

6 営業者又は従事者は、営業中常に営業許可証及び届出書の副を携帯しなければならない。

第4 営業施設の基準

1 営業自動車に具備すべき要件

(1) 営業自動車は、食品の販売専用とする。

(2) 営業自動車の営業の用に供する部分は、運転者席と区画され、かつ、じんあい、雨水及びこん虫等が内部に侵入することがない構造であること。

(3) 防塵、防水については、幌は認めない。

(4) 給水タンク及び排水タンクは、清掃し易い構造で、かつ耐久性のあるものとし、特に給水タンクは無害で衛生的な材質で作られていること。なお、給水タンク及び排水タンクの容量は、次のとおりとする。

給水タンク・・・200リットル以上

排水タンク・・・汚水を入れるに十分な容量であること。

2 営業自動車による飲食店営業の法第51条の規定により静岡県が定める営業施設の基準(以下「営業施設基準」という。)のしんしゃく規定及び営業者の遵守事項は、昭和61年3月28日付け食第107号県衛生部長通知に基づき、次のとおりとする。

(1) 営業施設基準のしんしゃく規定として、営業施設基準中「営業施設」は、営業自動車の営業の用に供する部分とみなす。

(2) 営業者の遵守事項

ア 調理販売する食品のうち魚介類及び食肉については、生食で提供してはならない。

イ 温度計付き冷蔵庫に食品を収納する場合は、当該冷蔵庫内の温度が10以下になった後行うこと。

ウ 給水タンク及び排水タンクは、定期的に洗浄し、衛生的に保つこと。

エ 廃棄物は、速やかに適正な処理をすること。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成17年7月1日から、施行する。

2 浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ケ日町、春野町、佐

久間町、水窪町及び龍山村の編入の日（以下「編入日」という。）前に、静岡県自動車による飲食店営業取扱要領（昭和61年3月28日 食第407号）の規定によりされた手続きその他の行為で、編入日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは同日以後においては、それぞれこの規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

正

様式1 (要領第3 営業予定地等の届出関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所(所在地)

届出者 電話番号 - -
氏名(名称及び代表者氏名)

自動車による飲食店営業の営業予定地等(変更)届

このことについて下記のとおり届け出ます。

記

* 1 営業許可年月日 年 月 日 許可番号 第 号
許可の有効期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

2 営業自動車

自動車の車名	車種	積載重量	排気量	車両登録番号

3 営業予定地

月・日・時	営業場所

- 備考
- 1 許可申請時には*印欄は記入しないこと。
 - 2 変更届のときは変更事項を朱記すること。
 - 3 営業場所は 市 区 町 番地 商店東側空地等のように、わかりやすく書くこと。

副

様式1 (要領第3 営業予定地等の届出関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所(所在地)

届出者 電話番号 - -
氏名(名称及び代表者氏名)

自動車による飲食店営業の営業予定地等(変更)届

このことについて下記のとおり届け出ます。

記

* 1 営業許可年月日 年 月 日 許可番号 第 号
許可の有効期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

2 営業自動車

自動車の車名	車種	積載重量	排気量	車輛登録番号

3 営業予定地

月・日・時	営業場所

- 備考
- 1 許可申請時には*印欄は記入しないこと。
 - 2 変更届のときは変更事項を朱記すること。
 - 3 営業場所は 市 区 町 番地 商店東側空地等のように、わかりやすく書くこと。